

6 番三田地久志でございます。通告に基づきまして質問をいたします。趣意汲み取りいただき明確な答弁をお願い致します。

## 非認知能力の育成について

平成 30 年第 2 回定例会において「教育環境の課題について」の一般質問をしております。要約すれば、幼児教育の課題についてでした。

令和 3 年の第 1 回定例会においては「非認知能力」について一般質問をしたところですが、今回はさらに踏み込み、他の自治体の事例を参考にしながら質問をいたします。

今年出版された、元豊岡市長の中貝宗治氏が執筆した『なぜ豊岡は世界に注目されるのか』という新書を、当初は「人口が減少し、産業も衰退する中で、地方が輝きを放つ方法はあるのか」とのサブタイトルに惹かれて読み始めました。

構成としては、序章で「『小さな世界都市』の萌芽」、1 章が「コウノトリ『も』住めるまちを創る」、2 章「受け継いできた大切なものを守り、育て、引き継ぐ」、3 章「深さを

もった演劇のまちづくり」、4章「ジェンダーギャップの解消」、終章「これからのことー子供たちへ」となっています。

その終章「これからのことー子供たちへ」の中に、非認知能力が出てまいりました。豊岡市では、演劇を小学校教育に導入することで非認知能力を高めようと、当初はモデル校を3校選定し実施したところ、効果が出るとのことで、今では市内全域の小学校で導入されているとのことです。

効果の検証は青山学院大学の教授にさせていただいたようです。

翻って、わが岩泉町の子供たちの教育環境は非認知能力の育成に対応していただいているのだろうか。

思うに、町の教育方針や家庭での方針などもあり、認知能力に対しては各家庭、教育現場でも一生懸命取り組んでいるように思いますが、非認知能力への取り組みはまだ行われていないのではと思われます。

文部科学省、中央教育審議会、幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会審議のまとめ（令和5年2月27日）を見ますと、「幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、全ての子供に等しく機会を与えて育

成していくことが必要」、「幼児期は遊びを通して小学校以降の学習の基盤となる芽生えを培う時期であり、小学校においてはその芽生えを更に伸ばしていくことが必要。そのためには、幼児教育と小学校教育を円滑に接続することが重要」、「一方、幼児教育と小学校教育は、他の学校段階等の接続に比して様々な違いを有しており、円滑な接続を図ることは容易でないため、5歳児から小学校1年生の2年間を『架け橋期』と称して焦点を当て、0歳から18歳までの学びの連続性に配慮しつつ、『架け橋期』の教育の充実を図り、生涯にわたる学びや生活の基盤を作ることが重要」など全部で5項目についてまとめてあります。

ここで、『なぜ豊岡は世界に注目されるのか』に戻りますが、豊岡市では非認知能力の実践のために何を行ったのかといえば、先に述べたように学校単位で演劇に取り組んだのです。

生涯の学びを支える「非認知能力」をどう育てるのか。学びに向かう力や姿勢とでもいうのでしょうか、目標や意欲、興味・関心をもち、粘り強く、仲間と協調して取り組む力や姿勢が中心になっていったようです。

そして、このことによって「認知能力」と「非認知能力」は絡み合って伸びていく。どういうことかということ、意欲や関心をもって粘り強く取り組むと、自然に深く考えたり工夫したり想像したりして「認知能力」が高まります。「認知能力」が発揮された結果、達成感や充実感が得られ「次も頑張ろう」と「非認知能力」が強化されます。こうしたサイクルを意識することで、「認知能力と非認知能力」は効果的に伸ばすことができるようです。

さて、そこで岩泉町での取り組みですが、こども園、小中学校は町立ですし、高校は県立ですが関係は良好だと思われれます。それぞれの子供たちの成長段階において、連携・協力をしていく必要があるのではないかと思います。

その仕組みを作らなければならないのではと考えますが、教育長の所見を伺います。

さらには、岩泉町は自然環境が豊かなわけですので、この環境を利活用して「非認知能力」の強化プログラムを作成していくことも大事ではないかと思います。併せてお伺いいたします。

具体的には、自然の中で同じ学年だけではなく、各年代で

構成したグループで遊びを見つけ、工夫させることなどで、非認知能力を高めるような仕組みづくりです。

岩泉のことをよく知ってもらい、岩泉大好き住民をもっともっと育てることが町おこしに繋がると信じています。

少子高齢化の中において、教育から再構築していくことは遠回りに見えますが最短であるかもしれません。

岩泉の教育プログラムが、こども園から高校まで一貫した「認知能力と非認知能力」の開発に特化したものであれば、子育て世代も安心できるのではないのでしょうか。

コミュニティ・スクール等を活用し、あるいは保護者や地域住民をも巻き込んだ仕組みづくりをすることで「非認知能力」の育成は可能だと思われませんが、教育長の考えを伺います。

以上で本席からの質問を終わります。

## 6番 三田地 久志 議員の御質問にお答えします。

### 教育長答弁

議員御案内のとおり、私も「非認知能力」の向上には5歳児から小学校1年生まで2年間の「架け橋時期」が重要であると考えているところでもあります。

本町においては、幼児期と小学校とを円滑に接続するため、新入生を対象にスタートカリキュラムを設定し、取り組んでいるところでもあります。

また、架け橋時期のカリキュラムにつきましては、関係各所の連携会議を毎月開催し、0歳から18歳までの学びの連続性に配慮しつつ、次年度のカリキュラム作成に向けた準備も進めており、今後「非認知能力」の向上も視野に入れながら準備を加速してまいりたいと考えております。

こども園、小・中・高の連携協力につきましては、各小中学校におけるキャリア教育の実施状況を把握し、小学校、中学校同士での横軸による活動内容の情報共有を図るとともに、こども園から高校までの縦軸による連携強化を推進してまいります。

こうした経験とキャリアパスポートによる振り返りにより、働く意義を考えるとともに今後の自分の生き方についても考え、「自分自身で決める、選択する」という

経験を積み重ねることが大切であると考えております。

岩泉高等学校においては、KIZUKIプロジェクトの中で、各中学校を訪問しグループワークを行うなど、活動を通じて地元の良さや課題を共有し、町の将来を担う人材として成長していると捉えております。

このような全ての経験が日常生活にも反映され、挨拶などの行儀作法、時間や規則等の遵守・責任感・他者との人間関係を築く力等を身に付ける一助となり、各成長段階における「非認知能力」の育成にもつながるものと考えておりますことから、引き続き取り組んでまいりたいと存じます。

次に、自然環境を活用した「非認知能力」の強化プログラムであります。現在、各学校などで取り組んでおります特色ある活動が、まさに、議員御案内のプログラムであると認識しており、今後においても継続できるよう支援してまいりたいと考えております。

一例を申し上げますと、釜津田小学校では、自然愛護少年団活動で、河川清掃や校庭の環境整備、「学びの森」での樹木や生物の観察など広く自然環境の保全に取り組んでおります。

岩泉小学校では「水生生物調査」を実施し、宇霊羅山や龍泉洞を含めた清水川流域の自然環境保護活動に取り組んでおり、小本小学校では鮭の稚魚放流で卵から稚魚

になるまで育て、小本川に放流する活動を行っております。

他の学校においても特別活動や総合的な学習の時間を活用し、地域住民の御協力を得ながら、特色ある活動を行っているところであります。

また、学校の枠を超えた活動として、ふるさと少年隊活動では、活動を通して中学生が小学生をリードすることで、リーダーとしての自覚が芽生え始めるなど意識の醸成が図られ、社会適応力とリーダーシップが育成されております。

この活動には、隊員を卒業した岩泉高校生を中心としたボランティアが数多く参加し、共に活動する姿を見せることで次世代への継承が行われており、各世代における成長にもつながっているものと認識しております。

最後に、コミュニティスクール等を活用した「非認知能力」の育成についてであります。コミュニティスクールや教育振興の各実践区活動の中で「非認知能力」は高めていけるものと考えており、そのためには岩泉をこよなく愛する「地域おこし協力隊」の存在が欠かせないものと考えております。

本年8月には、旧中沢小学校を拠点に首都圏の大学生主体の異世代交流事業「僕らの夏休みプロジェクト」における小学生との交流を行いました。その際、地域お

こし協力隊と連携し、コロナ禍で休止中の地域の活動を復活させるなど、地域住民との協働により実施できたことは、まさに地域住民を巻き込んだ「非認知能力」の向上につながっているものと捉えております。

来年度は、町内全域で事業実施を検討していると伺っておりますことから、可能な限り支援協力を続けてまいりたいと考えております。

地域おこし協力隊と学校、地域、保護者が手を携え、児童生徒が岩泉の自然、文化、全てのものを愛せる取り組みを引き続き進めてまいりたいと考えております。

今後におきましても、数値化できる「認知能力」を高めるとともに、予測困難な社会をたくましく生き抜き、幸せな人生を切り拓き、町の将来を担う子どもたちを育成する上で「非認知能力」を高めることもより重要と考えており、何歳になっても目標をもって学び続けることができる環境整備に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。